

農林水産省共済組合員の皆様へ

国家公務員共済組合制度の適用拡大について

(令和4年10月から)

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」による国家公務員共済組合法の改正により、従来、健康保険（協会けんぽ）が適用されている国等の短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、期間業務職員、その他の非常勤職員等）に対して、令和4年10月より国家公務員共済組合制度の短期給付（医療保険）が適用されることになりましたので、お知らせします。

短期給付の適用拡大は、民間企業における被用者保険（健康保険、厚生年金）の適用拡大に併せ、公務員においても同じ職場で働く短時間勤務職員に対して常勤職員と同じ医療保険を適用する制度改正です。